

常勤理事退職金規程

JAB S 058:2018

第2版：2018年6月12日

公益財団法人 日本適合性認定協会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本適合性認定協会 定款第37条第1項の規定に基づき、常勤理事の退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤理事)

第2条 この規程で常勤理事とは、定款の定めにより評議員会で選任された常勤の理事をいう。

(支給額の決定)

第3条

退職金の支給額は、第4条に定める支給要件と支給額の算出法に基づき、理事長が決定する。

但し、支給にあたっては、理事長に一任するという形を含めて理事会の承認を得ることを要する。

(退職金の支給要件と支給額の算出法)

第4条 常勤理事が1年以上勤務の後に退任した時、退任時の報酬から算定した月例支給額に、下記の3つの係数を乗じた金額を退職金額とする。

- 1) 在任期間係数：常勤理事の役職毎の在任期間1年につき1.0
在任期間に1年に満たない月数の期間が存在する場合は、当該月数に1/12を乗じた値を満の年数に対応する係数に加えた値を適用する。
- 2) 役職係数：常勤理事の役職に応じて定める係数
 - (1) 専務理事： 2.0
 - (2) 常務理事： 1.5
 - (3) 執行理事： 1.2
- 3) 業績加算係数：理事在職中の業績評価に応じて乗じる係数
この係数は、1.5を限度として理事長が決定する。

なお、算出された額の50万円未満の端数は50万円単位に切り上げとする。

(解任の場合の取扱い)

第5条 法令、定款もしくは評議員会の決議違反またはその他重大な忠実義務違反により解任されたときは退職金を支給しない。

但し、勤続3年以上の常勤理事が情状酌量の余地のある事由で退職したときは、前条により算出された額を減額して退職金を支給することができる。

(本人死亡の場合)

第6条 常勤理事本人が死亡したときは、在任期間について上記第4条と第5条に従って算出した退職金を、法の定める相続人に支払う。

(支払日)

第7条 支払日は退任日あるいは死亡日から一か月以内とする。

(控除)

第8条 退職金を支給する際は、所得税法に基づく源徴収税額及び本人が本協会に対して負う負債全額を控除する。

(改訂)

第9条 本規程の全部あるいは一部を改訂する場合は、評議員会の承認を得ることを要する。

(施行)

第10条 本規程は平成24年6月開催の定期評議員会の承認に基づき、同日付で施行のこととし、同日以降に退任する常勤理事に適用する。

附 則 この改定(第2版)は2018年6月12日開催の評議員会の承認に基づき、同日付で施行のこととし、同日以降に退任する常勤理事に適用する。

以 上

様式番号 JAB NF18 REV.0

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2012.6.5	総務部長	評議員会
2	第4条「常勤理事の各役職毎の在任期間に応じて定める計数(別表)」とする在任期間係数を、「常勤理事の役職毎の在任期間1年につき1.0」に改定し、別表を廃止する。 併せて、第4条第2項第3号の「理事」を「執行理事」に改定する。	2018.6.12	総務部長	第22回評議員会

公益財団法人日本適合性認定協会
〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1
五反田ANビル3F
Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします